

⑩結婚に関わる差別事件

岡山県では、結婚差別事件が発覚している。二〇〇九年一二月一日付の新聞紙面での発表によると、倉敷市が一二月三〇日、市消防局に一般職として勤める二六歳の男性職員Aに対し、交際していた女性との婚約を不当な差別で破棄したとして、懲戒免職処分を行った。二〇〇七年、この女性から相談を受けて同消防局が内部調査した結果、結婚差別による人権侵害があったことが判明した。同職員の父で同消防局に勤める五三歳・課長補佐級Cも、婚約破棄に影響を与えたとの判断により、停職六月の懲戒処分と一般職に降格する分限処分にした。同消防局は「通常より人権に気をつかわなければならない立場にあるため、結果は重大と判断した」としている。

倉敷市職員Aは被差別部落出身のB子さんと恋愛し、家族ぐるみのつきあいのなかで、結婚話も出るようになっていた。しかし、Aの父親Cが「部落の人間との結婚は、親類、家族の今後にも影響を与える」として突然に猛反対を唱えはじめる。同時に、家族もその方向で動き、AはB子さんに別れを切り出した。しかし、(甲)なぜ突然「部落」を切り出したのか、(乙)B子さんは高校三年生からAとつきあい、家族での食事も時おり一緒にしている、(丙)B子さんはAの祖母の家にも案内され、宿泊もしている、(丁)B子さんはAに、自分が被差別部落出身であることをつきあいが進むなかで伝えている、(戊)AはB子さんと別れを切り出す直前に別の女性とのつきあいがあり、その後、子どもが生まれている、などの説明が十分になされていない。結婚は個人の問題であるが、その結婚が部落出身を理由に一方的に破棄されることは許されない。しかし、差別の背景を何ら明らかにせず、ただ事件を起こした職員Aとその父親Cを処分するだけでは、差別意識と拡散・再生産するだけで根本的な部落差別の解決にはつながらない。